

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例

平成 7 年 10 月 17 日条例第 45 号

改正

平成 13 年 12 月 21 日条例第 62 号

平成 19 年 3 月 19 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成 4 年法律第 100 号）第 7 条の規定により、県議会の議員の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の提出)

第 2 条 県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

(1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）

所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金額

(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券（株券にあつては、議長が定めるもの）に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）

(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が 100 万円を超えるものに限る。） 種類及び数量

(7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称

(8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額

(9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

- 2 県議会の議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって 12 月 31 日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の 4 月 1 日から同月 30 日までの間に、議長に提出しなければならない。

（所得等報告書の提出）

第 3 条 県議会の議員（前年 1 年間を通じて県議会の議員であった者（任期満了又は県議会の解散による任期終了により県議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は県議会の解散による選挙により再び県議会の議員となったものにあつては、当該県議会の議員でない期間を除き前年 1 年間を通じて県議会の議員であった者）に限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は県議会の解散による任期終了により県議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は県議会の解散による選挙により再び県議会の議員となったものにあつては、同月 1 日から再び県議会の議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が 100 万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 22 条第 2 項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第 3 項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定により、所得税法第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 21 条の 2 に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第 4 条 県議会の議員は、毎年、4 月 1 日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月 2 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は県議会の解散による任期終了により県議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は県議会の解散による選挙により再び県議会の議員となったものに

あつては、同月 2 日から再び県議会の議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第 5 条 前 3 条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県内に住所を有する者は、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この条例は、議長が定める日から施行する。

(平成 7 年 12 月議会告示第 1 号で、同 8 年 1 月 1 日から施行)

2 この条例の施行の日において県議会の議員である者は、同日において有する第 2 条第 1 項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第 5 条の規定を準用する。

附 則 (平成 13 年 12 月 21 日条例第 62 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 19 日条例第 35 号)

1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 102 号。次項において「法」という。)の施行の日〔平成 19 年 10 月 1 日〕から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、証券取引法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 65 号)の施行の日〔平成 19 年 12 月 13 日までの政令で定める日〕から施行する。

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例第 2 条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。)及び法附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金 (通常郵便貯金を

除く。)は、預金とみなす。